

建築行政 DX 総合推進事業を実施する者の公募について

令和 8 年 3 月 1 7 日
国土交通省住宅局長 宿本 尚吾

次のとおり、建築行政 DX 総合推進事業の公募について公示します。

※本事業は、令和8年度予算が成立し、予算示達がなされることが前提となります。令和8年度予算の国会における審議状況により、補助金の交付申請の受け付け及びそれに対する交付決定の時期、事業内容等の変更が生じる場合があります。

1. 事業概要

(1) 事業名

建築行政 DX 総合推進事業

(2) 事業目的

建築行政手続の一元化及び審査の効率化に資する取組を行う者に対して支援を行うことにより、建築行政に係る担い手の各種業務の効率化・質の向上を図ることを目的とする。

(3) 公募対象事業

① 建築行政手続のオンライン化に向けた仕様の検討を行う事業

建築行政手続のオンライン化を図るため、建築基準法に基づいて特定行政庁が行う許可・認定、定期報告、工事届等の手続を電子で行うためのシステムについて仕様の検討を行うもの。

※電子申請受付システムの機能拡張を前提に検討するものとする。

② 「BIM データ審査」における申請・審査の仕組み等についての検討・検証や

「BIM 図面審査」における申請・審査の仕組み等の改善に向けた検討・検討を行う事業

※国土交通省の設置する建築 BIM 推進会議のうち、「審査 TF」についてその運営を行うものとする。

※「審査 TF」については、「建築 BIM の将来像と工程表（増補版）」（令和 5 年 3 月）を参照のこと。（<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/content/001603587.pdf>）

③ 「BIM データ審査」における「確認申請用 CDE」の仕様検討等を行う事業

BIM データ審査において必要な IFC の仕様の検討、「確認申請用 CDE」の仕様の検討等を行うもの。

※国土交通省の設置する建築 BIM 推進会議のうち、「審査 TF」と連携を図るものとする。

※「確認申請用 CDE」の関係者から構成される委員会を設置する予定であり、基本的な機能の検討、仕様の策定等を行うに際し、委員会の決定に従うこととする。

④建築行政のDX推進検討

建築行政手続きのオンライン化とそのため環境整備、手続きの一元化、審査の効率化及び建築データの蓄積や活用について、デジタル技術を活用し効率化を進める具体的な手法について検討するもの。

※ 以下のテーマに係る事業は優先して採択することとする。

- ・ 建築計画概要書のデータ化（紙で保管されている建築計画概要書等の情報の安価かつ簡易で効率的なテキストデータ化に向けた手法の検討）
- ・ 確認審査等に活用可能な生成AIの評価手法の検討（建築計画の建築基準関係規定への適合性を判断するAIについて、その精度、信頼性等を評価する方法の検討）

⑤建築基準法における大臣認定に係るオンライン手続きの更なる効率化等に関する検討

建築基準法に基づく大臣認定事務において、認定情報の管理システムの要件、外部システムとの連携方法およびBIM部材データ活用に係る調査・検討を行うもの。

(4) 事業期間

事業期間は、以下のとおり予定している。

令和8年4月上旬～令和9年3月12日

2. 応募者の要件

次の(1)から(4)の全てを満たす者。

(1) 公平性及び中立性に関する要件

- ・ 本事業の実施にあたって知り得た情報の秘密の保護を厳守すること。
- ・ その他事業を実施する上での公平性及び中立性を有すること。

(2) 事業を的確に遂行する技術能力に関する要件

次のいずれかを満たす者

- ・ 建築関係法令の内容を熟知し、設計、審査等の実態に精通しており、建築設計、審査等に関連する調査に係る効率的な実施体制を備えている等事業を的確に遂行する能力を有すること
- ・ AI等のデジタル技術に精通しており、建築行政に係る担い手の各種業務の効率化・質の向上についての検討に係るデジタル技術に関する知識を有する者を備えている等事業を的確に遂行する能力を有すること

(3) 守秘性に関する要件

- ・ 本事業の実施にあたって知り得た情報の秘密の保護を厳守すること。
- ・ 本事業の実施にあたって得た情報を第三者に漏らし、又は他の事業に活用することがないよう的確な秘密保持体制を有していること。

(4) 経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力に関する要件

- ・ 経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること。

3. 提案の手続等

(1) 担当部局

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3
国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）付 上原
電話 03-5253-8111(内線 39504)
電子メール uehara-k2xe@mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間及び方法

- ①期間 令和8年3月17日から令和8年3月31日まで
- ②方法 説明書の交付を希望する場合は、予め上記担当部局まで事前連絡を行い、電子メール等により交付。

(3) 提案書の提出期限、提出先及び方法

- ①期限 令和8年3月31日18時00分まで
- ②提出先 上記担当部局
- ③方法
 - 郵送の場合
上記担当部局へ3部郵送する（書留郵便に限る。）。
 - 電子メールの場合
上記担当部局へ1部送付する。
 - ・送付後、上記担当部局に電話で着信を確認すること。
 - ・申請の担当者を複数名含めた送信とし、メール件名を「（応募申請）建築行政DX総合推進事業」とすること。また、本メールを交付年度終了後5年間保存すること。
 - ・使用可能なソフト・ファイル形式は以下のとおりとする。（これ以外での提出は無効）
「Just System 一太郎」「Microsoft Word」「Microsoft Excel」「Microsoft PowerPoint」「Adobe acrobat Reader」にて確認可能なファイル形式とすること
 - ・ファイル総量は極力10メガバイト以内とすること。

4. 採択者の選定方法

建築行政DX総合推進事業を実施する者の公募についての説明書に基づき提出された提案書について、書類審査等の審査を行い、採択者を選定する。この際、必要に応じて、ヒアリングを実施することがある。

5. 留意事項

(1) 不適切な行為に対する措置

本事業の実施に当たり不適切な行為があった場合は、必要に応じて、次の措置を講じる。

- ・国土交通省が発注する業務に関する指名の停止
- ・国土交通省住宅局の他の補助事業又は委託事業への応募又は応札の制限
- ・補助事業者等の名称（法人の代表者、役員、経理に関する監査責任者の名称を含む。）、不適切な行為の内容等の公表

- ・補助事業者が建設業者、宅建業者等の許可等を得ている者の場合は、監督官庁への通報
 - ・建築士又は建築士事務所が関与した場合は、監督官庁への通報
- (2) 経理に関する留意事項
- ・本事業の着手に当たっては、本事業の経理に関する管理責任者を選任し、人件費に関する補助金が含まれる場合は、事業への従事状況を把握する体制を申告すること。
 - ・人件費に関する補助金が含まれる場合は、業務日報等の従事状況を確認することができる書類等（業務管理システムのデータ、業務に係るメールの履歴、開催日時が記録された会議記録等）を保存し、国土交通省の求めに応じて、当該書類等の写しを提出すること。
 - ・国土交通省の求めに応じて、本事業の実施期間中に、経理に関する検査、本事業に従事する者へのヒアリング調査等に対応すること。
 - ・人件費に係る消費税は、補助金の交付対象とならないこと。
 - ・本事業が完了したときは、本事業の経理に関する監査の実施報告書を提出すること（監査役又は監事がない場合は、経理に関する管理責任者以外の役員等が行うものとする。）。
- (3) 内部取引（関係会社等からの調達）に関する留意事項
- ・本事業の交付申請には、関係会社等※からの調達をしない場合は、その旨を宣誓する宣誓書を添付すること。
 - ・本事業の実施に当たり、関係会社等からの調達をする場合は、原則として関係会社等以外の2者を含めた3者以上の見積の結果から調達額が適正であることを示す資料を提出すること。
 - ・虚偽の申請であった場合は、補助金の交付決定を取り消すことがあること。
- ※「関係会社」とは財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項で定めるものをいい、これに補助事業者の役員が役員に就任している法人を含め「関係会社等」とする。
- (4) 事業実施に関する留意事項
- 交付決定後、事業実施中に募集要項等に定める要件を満たさなくなり適正に完了されない場合は、補助金を交付しないことがある。また、補助金の支払われた事業が、事業完了後に募集要項等に定める要件を満たさなくなった場合は、合理的な事由があるときを除き、原則として補助金の返還を求めることとする。

6. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ。
- (3) 提案書の作成、提出に係る費用は、提案者側の負担とする。
- (4) 提出された提案書は、当該提案者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、提案者に対して、補助事業者の取消を行うことがある。

- (6) 採用された提案書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年法律第42号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。採用されなかった提案書は原則返却する。なお、返却を希望しない場合はその旨、提案書を提出する際に申し出ること。
- (7) 詳細は説明書による。